

中小企業の皆様へ (東北地方太平洋沖地震関連)

東北地方太平洋沖地震に関連して、県・国・関係機関が現在、実施している支援策について、お知らせします。

既存の事業も掲載されています。

内容は、順次、拡充されることもありますので、詳細は、関係課等にお問合わせください。

1 経営関係の支援策

(1) 融資・経営相談

【中小企業振興資金】

民間金融機関と連携して、中小企業者が事業を行う上で必要とする資金を融資します。

◎融資全体枠 4,800億円

◎資金の種類

- 事業資金（一般的に利用できる長期事業資金）
- サポート短期資金（一般的に利用できる短期事業資金）
- 小規模事業資金（小規模企業者向けの一般的な長期事業資金）
- セーフティネット資金（災害緊急対策）（激甚災害(全県下対象)により店舗、設備、商品等に直接被害を受けた企業のための資金）

※ セーフティネット資金（災害緊急対策）については、併せて利子補給を行い、中小企業者の返済負担を軽減します（補給率 年1.15%）。

《問合せ先》 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

※詳細は次のホームページを御参照ください

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/chuushoukigyou.html>

【県の融資相談窓口】

3月中は、閉庁日となる土・日・祝日も、県内の中小企業者を対象とした金融・経営相談窓口を開設しています。相談時間：9時～17時

《問合せ先》

・金融・経営相談 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

・経営相談 千葉県産業振興センター 経営支援部総合支援室

「チャレンジ企業支援センター」 043-299-2907

【経営安定資金・再生資金信用保証料補助】

県制度融資のセーフティネット資金又は再生資金を利用した小規模企業者の方に信用保証料の補助を行います。（保証料率の1.15%を超える部分に相当する額を補助します。）

《問合せ先》 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

【県以外の特別相談窓口】

災害の発生に伴う被災中小企業者対策として、各機関において特別相談窓口が設置されています。 ※詳細は、中小企業庁のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110314TohokuEarthquake.htm>

《特別相談窓口》

○日本政策金融公庫

- ・ 土日祝日 小規模企業向け TEL: 0120-220-353
 中小企業向け TEL: 0120-327-790
- ・ 平日 TEL: 0120-154-505
- ・ 千葉支店 中小企業事業 TEL: 043-243-7121
 国民生活事業 TEL: 043-227-1171

○商工組合中央金庫

- ・ 土日祝日 TEL: 0120-542-711
- ・ 平日各営業店にお問い合わせ下さい。 http://www.shokochukin.co.jp/top_jishin.pdf
 - 千葉支店 TEL: 043-248-2345
 - 松戸支店 TEL: 047-365-4111
 - 浦安出張所 TEL: 047-355-8011

○千葉県信用保証協会 TEL: 043-221-8185 <http://www.chiba-cgc.or.jp/>

○中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>

○関東経済産業局 <http://www.kanto.meti.go.jp/>

【災害復旧貸付の金利引下げ】

被災中小企業者(全県下対象)に対して、日本政策金融公庫及び商工中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います。

(注) 資金使途: 運転資金又は設備資金

- 貸付限度額: 日本公庫 (中小事業 1.5 億円、国民事業 3 千万円)
 : 商工中金 1.5 億円
- 貸付金利 : 基準金利 (中小事業 1.75%、国民事業 2.25%)
 (貸付期間 5 年以内の基準利率 (平成 23 年 3 月 12 日現在))
- 金利引下げ: 貸付額のうち 1 千万円を上限として貸付金利から 0.9%を引下げ

※詳細は、中小企業庁のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

【災害関係保証の発動】

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者(全県下対象)に対して、信用保証協会が、別枠で保証します(100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円)。

※詳細は、中小企業庁のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

(2)設備貸与

【設備貸与事業】

小規模企業者及び創業者が導入する設備を、千葉県産業振興センターが購入して貸与(割賦販売・リース)します。

※千葉県産業振興センターホームページ <http://www.ccjc-net.or.jp/>

《問合せ先》 千葉県産業振興センター 設備支援室 043-299-2902
千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

【設備資金貸付事業】

経営革新計画等の承認を受けた小規模企業者及び創業者が設備を導入するにあたり、その購入資金3分の2以内で千葉県産業振興センターが長期・無利子で貸し付けます。

※千葉県産業振興センターホームページ <http://www.ccjc-net.or.jp/>

《問合せ先》 千葉県産業振興センター 設備支援室 043-299-2902
千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

※ 激甚災害(全県下対象)により、設備貸与事業及び設備資金貸付事業について、既往貸付金等の償還期間を2年延長(7年以内→9年以内)します。

(3)小規模企業共済・中小企業倒産防止共済加入者に対する支援

【小規模企業共済】

被災した小規模企業共済契約者に対する「傷病災害時貸付け」において、①貸付金利の無利子化:0.9%→無利子、②貸付限度額の引き上げ:1,000万円→2,000万円、③償還期間の延長:500万円以下3年→4年、505万円以上5年→6年、据置期間12か月の設定等を実施します。

また、電力会社が行う計画停電等(港湾・道路等の途絶、ガソリン・資材等の流通難等を含む)の影響を受けて売上げの減少が見込まれる小規模企業共済契約者に対し、貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置を実施します。

《問合せ先》 中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課

03-3433-8811(代表)

<http://www.smri.go.jp>

【中小企業倒産防止共済】

被災した中小企業倒産防止共済契約者に対し、掛金の納付期限を当面6か月延長するとともに、貸付金の償還期限を当面6か月延長し、延長期間に係る延滞利子を免除する措置を実施します。

《問合せ先》 中小企業基盤整備機構 経営安定推進部 経営安定企画課

03-5470-1540(代表)

<http://www.smri.go.jp/skyosai/announce/058771.html>

(4) 激甚災害法に基づく適用措置

【事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助】

事業協同組合等が設置した共同施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助します。なお、補助要件、補助対象設備、補助率等の詳細は未定です。決定次第公表します。

《問合せ先》 千葉県商工労働部経済政策課 商工団体室 043-223-2732

(5) 東北地方太平洋沖地震による被災者に対する県税の申告・納付等の期限の延長等の措置

【申告・納付等の期限の延長】

○地域指定による期限延長

今回の地震の被災者に対する当面の対応として、多大な被害を受けている以下の地域の納税者又は特別徴収義務者に対して、千葉県県税条例第8条第1項の規定により、県税の申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

この地域に住所又は主たる事務所等を有する納税者又は特別徴収義務者につきましては、東北地方太平洋沖地震が発生した平成23年3月11日以降に到来する県税の申告・納付等の期限が、自動的に延長されることとなります。（※個人県民税及び法人県民税を除く。）

千葉県内	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
千葉県外	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

※ 個人県民税は、個人市町村民税と併せて賦課徴収されますので、申告・納付等の期限の取扱いについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○納税者等からの申請による延長

上記の指定地域以外の地域に住所又は主たる事務所等を有する納税者又は特別徴収義務者につきましても、交通途絶等により、申告・納付等が困難な場合には、申請により申告・納付等の期限の延長が認められますので、千葉県庁総務部税務課又は最寄りの県税事務所にご相談ください。

【徴収の猶予】

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められる場合は、申請により1年以内（事情によっては更に1年）の期間に限り、納税が猶予されます。

【減免等】

災害により損害を受けた場合は、納税者の申請により以下の税目について減免されます。

税目	減免の内容
個人事業税	納期未到来分について、被災の状況に応じて減免されます。
不動産取得税	災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得について、減免されます。
自動車税	災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じて減免されます。
固定資産税(大規模償却資産)	災害により価値が著しく減じた大規模償却資産について減免されます。

【軽油引取税の徴収不能額等の納入義務の免除】

災害により軽油の代金及び軽油引取税を受け取ることができなくなった場合又は失った場合は、軽油引取税の特別徴収義務者の申請により、納入義務が免除されます。

〈問合せ先〉 千葉県総務部税務課 税調査室 043-223-2117

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/saigai.html>

2 雇用関係の支援策

(1) 企業向けの支援策

【雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

なお、平成20年12月から当面の間の措置として、雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度が創設されています。

◎主な受給の要件

①雇用保険の適用事業主であること

②次のいずれかの生産量要件を満たす事業主

I 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。

II 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。（ただし、対象期間の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日までの間にあるものに限ります。）

III 円高の影響により生産量、売上高などの回復が遅れている事業主であり、生産量等の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日までの間にあるものに限ります。）

③休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。（平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業（特例短時間休業）についても助成の対象となります。）

④出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。

◎受給額

①休業 中小企業 休業手当相当額の4/5（上限あり）
その他の企業 休業手当相当額の2/3（上限あり）
支給限度日数：3年間で300日（休業及び教育訓練）
（大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。）

②教育訓練 中小企業 賃金相当額の4/5（上限あり）
上記の金額に1人1日6,000円を加算
その他の企業 賃金相当額の2/3（上限あり）
上記の金額に1人1日4,000円を加算

③出向 中小企業 出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）
その他の企業 出向元で負担した賃金の2/3（上限あり）

なお、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の対象期間は1年であり、1年ごとに受給の要件の確認が必要です。

《問合せ先》 最寄りのハローワーク <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省HP

・雇用調整助成金 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-1.html>

・中小企業緊急雇用安定助成金

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-2.html>

(2) 雇用者向けの支援策

【東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険失業給付の特例措置】

○ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

○居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

○災害時における雇用保険の特例措置について

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。

《問合せ先》 最寄りのハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>

【労働者福祉資金融資制度】

中小企業労働者又は失業した労働者の生活安定のための融資制度

《問合せ先》 中央労働金庫 0120-86-6956

(県関係課) 千葉県商工労働部雇用労働課労働政策室 043-223-2743

≪千葉県の関連ホームページ≫

◎中小企業の皆さんへ(東北地方太平洋沖地震関連)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/keizaitaisaku/saigai/h23toughoku.html>

◎東北地方太平洋沖地震被災者に対する各種支援策について

<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/press/h22/kakushu-shien.html>

◎ちばの商工業 <http://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/shoukougyou/>

千葉県商工労働部経済政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 : 043(223)2703

F A X : 043(222)0447

E-mail : keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp